ケアプランの軽微な変更についての考え方

大分市長寿福祉課 (令和6年6月)

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
軽微な変更を適用するにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
1. ケアプランを変更する際の業務
2. サービス担当者会議開催の目的と開催時期
3. 軽微な変更に該当すると判断した場合の事務処理手順
軽微な変更についての大分市の考え方・・・・・・・・・・・・P. 4
1. 軽微な変更についての基本的な考え方と該当する事例
2. その他の軽微な変更に該当する事例
3. 軽微な変更を適用した場合のサービス担当者会議
4. 軽微な変更に関するQ&A

はじめに

- ○ケアマネジメントにおいては、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう 利用者の選択に基づいて適切なサービスなどが総合的・効率的に提供されることが基本となり ます。
- 〇運営基準を遵守することは、適切なケアマネジメント業務の遂行に繋がりますが、一方で書類作成や事務手続きが煩雑で関係者の負担となっていることから、厚生労働省は各関係者より意見を聴取し、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて(※)」(令和3年3月31日老介発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第3号・老老発0331第2号)を発出しました。
- ※「「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見の対応について」(平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号)の内容を一部改正したもの。以下、「国通知」とする。
- 〇この文書は上記の通知を受け、大分市の軽微な変更の取扱いに対する考え方を改めて整理して お示しすることにより、適切な運用を求めるものになります。
- 〇この考え方は、あくまで「軽微な変更に該当する場合があるものと考えられる」というもので あり、例示の内容が全ての事例に無条件に該当するわけではないということにご注意ください。
- 〇軽微な変更は、変更する内容がケアマネジメントの一連の業務を行う必要性が高い変更である かどうかを利用者の状況等を考慮し、個別具体的に検討した上で軽微か否かを判断すべきもの です。また、軽微な変更に該当する事例であったとしても、必ずしも適用させなければならな いものでもありません。
- ○軽微な変更の適用にあたっては、当冊子を熟読し、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うよう お願いします。軽微な変更に該当するか判断がつかない場合には、個別に対応しますので保険 者までご相談ください。

軽微な変更を適用するにあたって

1. ケアプランを変更する際の業務

ケアプランの変更については、新規にケアプランを作成する時と同様の業務を実施しなければなりません。具体的には以下の業務です。

- ① アセスメント
- ② 計画の変更に伴うケアプラン原案の作成
- ③ サービス担当者会議
- ④ 利用者に説明・同意(ケアプランの確定)
- ⑤ 利用者・サービス担当者へケアプランを交付
- ⑥ 個別サービス計画の提出依頼

※1、3、4、5は運営基準減算項目。



「軽微な変更」を適用する場合、 左記の①~⑥までの一連の業務を 必ずしも実施する必要はありません

2. サービス担当者会議開催の目的と開催時期

サービス担当者会議は、効果的かつ実現可能な質の高いケアプランとすることを目的に開催され、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者の状況等に関する情報をサービス事業者の担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図るものです。

なお、サービス担当者会議は以下の場合において、開催することとされています。

- ① ケアプランを新規に作成する場合
- ② 要介護・要支援更新認定を受けた場合または要介護等状態区分の変更の認定を受けた場合
- ③ ケアプランを変更する場合
- ④ 福祉用具貸与または福祉用具販売をケアプランに位置付ける場合

3. 軽微な変更に該当すると判断した場合の事務処理手順

- ① 軽微な変更と判断した根拠、変更する日付と内容、利用者から同意を受けた日付、確認方法 (電話や訪問面接等)を支援経過(第5表)に記録する
- ② ケアプランに変更点を朱書きする
 - ※第1表~第3表の差し替え不可。利用者分のケアプランの修正は後日訪問時等に実施可。
- ③ サービス事業者の担当者との情報共有に努める(※朱書きしたケアプランの再交付は任意) ※必要に応じてサービス担当者会議を開催する。なお、この場合、全事業者を招集する必要性 はなく、照会等により意見を求めることもできる。

軽微な変更についての大分市の考え方

1. 軽微な変更についての基本的な考え方と該当する事例

基準解釈通知(※)において「利用者の希望による軽微な変更」とは「サービス提供日時の変更等で介護支援専門員が(中略)ー連の業務を行う必要性がないと判断したもの」と例示されていることから、大分市ではこれに類する程度の内容について「軽微な変更である」と判断してきたところです。

その基本的な考え方は、<u>利用者の状況に変化がないことが前提で</u>、「援助の方針・方向性が変更にならない程度のもの」であるとしており、国通知において例示されている9項目については、軽微な変更に該当する事例として、大分市では以下のようにお示しします。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する業務について(平成11年7月29日老企第22号)

		ケアプランの軽微な変更に該当する事例	
1	サービス提供の曜日変更	利用者の都合により曜日の変更に至った場合。	
2	サービス提供の回数変更	単一のサービス種別において何らかの理由で週 1 回程度の回数の増減の場合。ただし、複数のサービス種別において回数の増減があった場合は軽微な変更と判断しない。 なお、利用回数の増減による利用者に与える影響等については、十分な情報の共有(サービス担当者会議等での共通理解)に努めること。	
3	利用者の住所変更	住居表示の変更等で住所の変更があった場合、また概ね中学校区(E生活圏域)内での転居で、同居者や支援者等生活環境等に変化がない場なお、住所変更に付随する利用者の状況(生活環境等)の変化についは十分考慮し、必要に応じてケアプランを見直すこと。	
4	事業所の名称変更	居宅介護支援事業所、サービス事業者の <u>名称のみ</u> 変更する場合。	
5	目標期間の延長	目標期間の延長は、軽微な変更と認める事例が想定できないため、個に判断していきたい。 なお、目標は一定の期間内で達成可能なものを設定するべきであり、 ずは目標の妥当性についての検討すること。	
6	福祉用具で同等の用 具に変更するに際し て単位数のみが異な る場合	福祉用具で同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合。	
7	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業者変更	() 男 9 る場合。 - たお、東学者を変更することで利田者に不利益が生じたいよう、変更。	
8	目標を達成するため のサービス内容が変 わるだけの場合		
9	担当介護支援専門員の変更	同一の居宅介護支援事業所における介護支援専門員の変更の場合で、新 しい担当者が利用者と面識を有しており、情報の共有、利用者についての 共通理解ができている場合。	

2. その他の軽微な変更に該当する事例(大分市独自)

項目		ケアプランの軽微な変更に該当する事例	
10	サービス提供の時間 帯変更	利用者の都合によりサービス提供の時間帯(計画上の時間数は変わらない)を変更する場合。	
11	一部委託が終了する場合	居宅介護支援事業所の都合により、ケアプランに定めた援助期間の途中で一部委託を終了する場合。 ただし、一部委託を開始する場合は軽微な変更に該当しない。	
12	総合事業における緩 和型サービスを利用 する場合	「大分市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントマニュアル」の該当ページを参照してください。	

[※]軽微な変更については、上記の1~12項目を基本としますが、軽微な変更に該当するか判断がつかない場合には、個別に対応いたしますので保険者までご相談ください。

3. 軽微な変更を適用した場合のサービス担当者会議

ケアプランの変更にあたってはサービス担当者会議を開催しなければなりませんが、上記で挙げた 軽微な変更に該当する場合は、サービス担当者会議を含む一連の業務を必ずしも実施する必要はあり ません。

しかし、介護支援専門員がサービス担当者会議を開催して各担当者と利用者の情報共有を図ったり、変更事項に対して意見を求めたりした方が良いと判断した場合に、サービス担当者会議を開催することについては全く制限するものではありません。

なお、この場合、<u>必ずしも全事業者を招集する必要性はなく、また照会等により意見を求めることもできます。</u>

4. 軽微な変更に関するQ&A

		内容	質問	回答
	1	サービス提供の 回数変更	軽微な変更により、サービス提供の回数を 1 回から 2 回に変更した。その後、さらに 1 回増やして 3 回にすることを考えているが、軽微な変更に該当するか?	該当しない。 2 回目以降の提供回数の増減変更 は軽微な変更とは言えない。
	2	サービス提供の 回数変更	個別機能訓練加算や入浴介助加算を週 3 回算 定しているが、利用者が週4回を希望してい る。軽微な変更に該当するか?	該当しない。 利用者ごとに必要性を判断する加 算については、介護支援専門員が利 用者の状況や目標達成のために必 要と判断して算定するものである。 そのため、回数を増やすことに伴 い、目標等の見直しが生じると考え られる。

3	利用者の住所変 更	利用者が住民票を他市に置いたまま、大分市に てサービスを受けていたが、住民票を大分市に 異動することになった。住民票の異動だけで、 利用者の住所などは変わらないが、軽微な変更 に該当するか?	該当しない。 利用者の保険者変更が発生し、保険 者番号および被保険者番号が変更 になるため、転入日以降有効な大分 市が保険者のケアプランを作成し なければならない。
4	福祉用具で同等 の用具に変更す るに際して単位 数のみが異なる 場合	通常の車椅子からリクライニング機能付きの 車椅子に変更する場合は、軽微な変更に該当す るか?	該当しない。 機能の変化を伴う用具の変更はそ の必要性と目的を検討すること。
5	福祉用具で同等 の用具に変更す るに際して単位 数のみが異なる 場合	車椅子にフットレストなどの付属品を追加す る場合は軽微な変更に該当するか?	該当しない。 品目を追加する場合は、その必要性 と目的を検討すること。
6	目標もサービス も変わらない(利 用者の状況以外 の原因による)単 なる事業者変更	現在利用中の通所介護事業者が通所介護から 地域密着型通所介護にサービス種別が変わる ことになったが、軽微な変更に該当するか?	サービス種別が異なる事業者変更は軽微な変更と言えないが、お尋ねの場合(通所介護⇔地域密着型通所介護)は例外的に認める。 ただし、認知症対応型通所介護への変更は認めないため、取扱いには留意すること。
7	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業者変更	居宅介護支援事業所の法人が変更することになったが、事業所の名称や所属介護支援専門員、事業所の住所などは変わらない。 軽微な変更に該当するか?	居宅介護支援事業所の法人が変更 した場合は、変更後の法人として改 めて契約した上で業務を実施する ことになるため、事業所の名称が同 一であったとしても軽微な変更に 該当しない。 ただし、法人の吸収合併や吸収分割 の場合は、特例的に軽微な変更とす ることができる。該当すると思われ る場合は、事前に問い合わせするこ と。
8	目標もサービス も変わらない(利 用者の状況以外 の原因による)単 なる事業者変更	サービス事業者の法人が変更になるが、事業所名も所在地も職員も変わらない。サービス内容についてもこれまでと同じである。軽微な変更に該当するか?	援助の方針・方向性に対して、サービス事業者の法人が変更したことによる影響がない場合は、軽微な変更として取り扱って差し支えない。
9	目標もサービス も変わらない(利 用者の状況以外 の原因による)単 なる事業者変更	1つの訪問介護事業者で対応できないため、A 事業者で週5回、B事業者で週3回支援を提供 している。A事業者でヘルパーが確保できなく なったため、A事業者で週3回、B事業者で週 5回支援を提供することを検討している。この 場合は軽微な変更に該当するか?	2 か所以上の事業者を利用する目的が同じで、事業者の都合によりやむを得ない場合は、週の合計回数が変わらないことを条件に、軽微な変更にて複数の事業者の提供回数を変更してよい。 ただし、できるだけ計画に沿って対応できる事業者の選定に努めること。

10	担当介護支援専 門員の変更	介護支援専門員が別の居宅介護支援事業所に 移ることになった。利用者は引き続きこの介護 支援専門員が担当するが、軽微な変更に該当す るか?	該当しない。 別の居宅介護支援事業所において、 契約からの一連の業務が必要であ り、各業務は全て省略することはで きない。
11	サービス提供の時間帯変更	サービスの提供時間を1時間から1時間半に増やす場合は、軽微な変更に該当するか?	該当しない。 サービスの提供時間数が増減する 場合は、利用者の状況に変化があっ たと考えられる。